

第2回アジア著作権会議について

- 日時 平成23年2月23日（水）～2月24日（木）
- 場所 京王プラザホテル（東京都新宿区）
- 参加機関 世界知的所有権機関（WIPO）、中国著作権保護センター、
韓国文化体育観光部、タイ知的財産局、英国知的財産局、
米国著作権局、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、
国際レコード産業連盟（IFPI）、
モーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）

テーマ 国境を越えた著作権保護のための連携

元来、コンテンツは国境を越えて流通するものだが、インターネットの普及はボーダーレスなコンテンツの流通及び著作権侵害を加速させた。

そのため、著作権保護のための国際連携の重要性はますます高まっている。

本会議では、ボーダーレスな対応に踏み出す上での様々な課題を踏まえつつ、急速な状況の変化に柔軟に対応できる国際連携の在り方について考える。

プログラム概要

2月23日（水）

- ・議題1 各国の取組・二国間の取組：時代の変化に対応した著作権保護の現状と課題

インターネットの普及により、「コンテンツはただで手に入るもの」という意識が根付きつつある現在、著作権保護・コンテンツ産業育成のための各国の取組の紹介及び、意見交換を行った。

2月24日（木）

- ・議題2 民間の取組：国境を越えた協力関係の構築と効果的な活用

ボーダーレスなコンテンツの流通・著作権侵害が加速化する中で、民間団体における協力・連携の取組の紹介及び、意見交換を行った。

アジア著作権会議 議論のまとめ

文化庁長官官房国際課長 大路 正浩

I. 制度について

今回の会議を通じて、国ごとに異なる制度を設けていること、その一方で、国境を越えた問題が増えており、共通の問題が増えていることを改めて実感した。

こうした状況に対応するため、まずは今回の会議のように、各国の取組に関する「情報交換」を行うことが重要と考える。この過程を通じて、各国のグッドプラクティス及び問題点を共有し、各国における「全体的な」取組の向上につながることを期待したい。

その一方で、国際的に共通に規律した方がいいのではと思われる部分もやはり存在する。例えば、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に係る問題を国際的にどのように解決するべきか、検討する必要があると思われる。

II. エンフォースメントについて

エンフォースメントに係る問題についても、共通の問題が多い。例えば、フィンガープリントの技術をさらに制度を高めるための共同研究開発や共同での利用などが考えられる。

また、著作権の登録制度に関しても、現在、各国毎の制度運用がなされているところだが、仕組みの標準化や共有化を進めることもできるのではないか。同様に、利用の促進の観点から言えば、集中管理の仕組みについても、国際的な連携により得られるメリットが多いのではないかと思われる。

III. 意識・潮流の醸成について

今回の会議では、ISPに係る問題が多く出てきたが、法律によって強制しなければISPは対応しないという意見もあった。法律を作るにあたって、ISPに一定の責任を負わせるべきか、ということについて、一定の認識が得られないと難しい。国際的な潮流の中で、ISPに責任を負わせるかということを考えていくことも重要ではないか。

一人ひとりのユーザーの意識の問題も同様である。教育や啓発のプログラムを国際的な規模で実施することによって、国際的に協調して流れをつくることもできるのではと思う。

V I . 今後の取組について

上記の問題意識の下、今後どのような枠組みで検討を進めていくかということについては、世界知的所有権機関（WIPO）かもしれないし、もう少し小さな枠組みからはじめるというアプローチもあるだろう。様々なところでこうした動きが行われることがいいと考える。

例えば、文化庁ではこの夏にでもWIPOと協力してアジア地域で政府のハイレベルな会合を開催できればと考えており、こうした機会を捉えて、具体的な取組を進めて行ければと考えている。